

令和6年12月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和6年12月12日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和6年12月12日 午前9時宣告

開 議 令和6年12月12日 午前9時宣告（第7日）

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司		
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者兼会計課長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
住 民 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	藤本 雅徳

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山崎 有岐

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 別紙のとおり

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和6年12月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和6年12月12日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第73号 | 令和6年度佐川町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第2 | 議案第74号 | 令和6年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第3 | 議案第75号 | 佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第76号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第77号 | 佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第78号 | 佐川町農業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | | 議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会の終了について |
| 日程第8 | 発委第4号 | 佐川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について |
| 日程第9 | 発委第5号 | 佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 発委第6号 | 「選択的夫婦別姓制度」の法制化を求める意見書 |
| 日程第11 | | 委員会の閉会中の継続審査及び調査について |

令和6年12月佐川町議会定例会議事日程〔第4号の追加1〕

令和6年12月12日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第79号 | 令和6年度佐川町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第2 | 議案第80号 | 令和6年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第3 | 議案第81号 | 令和6年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第82号 | 令和6年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第5 | 議案第83号 | 令和6年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第84号 | 令和6年度佐川町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第85号 | 佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第86号 | 佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第87号 | 佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第88号 | 佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

12月9日、西森勝仁議員の一般質問に対する答弁の中で、執行部から訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

産業振興課長（下八川久夫君）

おはようございます。

西森議員の一般質問に対する私の答弁に一部誤りがございました。

答弁の中で、佐川町農業委員会の農家台帳上で抽出いたしました、全農家の平均年齢は78.3歳と答弁しておりましたが、正しくは73.8歳の誤りでしたので、お詫びして訂正させていただきます。よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

日程第1、議案第73号、令和6年度佐川町一般会計補正予算（第5号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番（西森勝仁君）

私からちょっと2点お尋ねをいたします。

まず17ページ、2款、1項、3目財産管理費、12節の委託料であります、佐川駅前ビルの解体に伴う損害補償金として31万3千円が計上されておりますが、これはどういう損害が発生し、またどこに支払ったものなのか。また建物はアスベストが使用されてあったわけですが、県が連日この測定をしておりましたけれども、何も問題がなかったのか、これが1点と、それが23ページの6款、1項、1目商工振興費、12節の委託料に、看板除去委託料として84万7千円が計上されておりますが、これはどこの何の看板をどのように撤去したのか、お尋ねをいたします。

総務課長（片岡和子君）

おはようございます。

私のほうからは、まず最初の佐川駅前ビル解体工事に伴います損害賠償金についてご説明をさせていただきます。

駅前ビル解体に伴いまして、解体工事の影響が考えられる周辺家屋について、家屋の傾きであったり、建具のすき、またクラックなどの事前調査を実施していたところでございます。

駅前ビルの解体工事の完了後に、事後調査の必要がないか個別に聞き取りを

いたしまして、希望のございました2棟、2件につきまして、調査のほうを実施させていただきました。2件とも損害といたしましては、外観の壁のほうに大きくても0.5ミリ程度のヘアークラック、細かいクラックが入っている程度で、2戸で20ヵ所弱、修繕費用を補償費として支払いたいと考えているところでございます。

また、駅前ビルにつきましては、アスベストが使用されていることが従前よりわかっておりましたので、工事に際しまして設計書にも盛り込み、安全、適正に施工されております。特にアスベストの除去について、問題はなかったと認識をしているところでございます。

県のほうも施工のたびに必要な都度、保健所のほうに立会をしていただきまして、確認をしていただいておりますので、問題はございません。以上でございます。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは私のほうからは6款、1項、1目の商工振興費、委託料の看板撤去委託料についてご説明をさせていただきます。

この看板撤去の場所につきましては、上郷の国道沿いにあります三叉路の、これ観光博覧会、県の事業の観光博覧会に伴いまして、看板をお借りしてハナサクサカワの看板のほうを設置しておりましたが、これがですね、年度内の契約終了に伴いまして、撤去することに伴います看板除去の撤去の費用というふうになってます。

内容といたしましては、足場の設置、それから撤去、それから看板は元に戻す、こういった作業のほうが含まれておりまして、合計消費税込みで84万7千円というふうになっております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

8番（下川芳樹君）

私のほうからも2点ほどご質問を申し上げます。

まず、ページ21、5、1、3農林振興費。減額が2,417万6千円となっておりますが、この主な減額の内容、理由についてお答えをいただきたいと思っております。

2点目については、ページ23、7、4、1の12、加茂地区住宅団地造成測量設計委託料2,100万でございます。早速、測量委託ということで事業化をいただいたことに地域は大変喜んでおりますが、具体的にですね、この計画がいつごろ完成に至るのか、予定工期となろうと思っております。その辺りわかる範囲でお答えいただきたいと思っております。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

私のほうから５款、１項、３目、農業振興費の減額についてご説明をさせていただきます。

この減額の総額、２,４１７万６千円につきましては、地域おこし協力隊、この当初予定していた人員から不足するものについて減額とするものです。

内容といたしましては、年度途中で想定外に退任をされた方、それから年度当初に募集をしておりました協力隊が、年度当初から着任に募集、採用することができず、年度当初から採用された方の当初からの期間の分、それから現在まだ不足しているものを随時募集をしております。この者に対する、４月からこれまでの間、そういったものを総額した額の減額というふうになっております。以上でございます。

副町長（田村正和君）

私のほうからは７、４、１の、２３ページ、委託料２,１００万、加茂地区住宅団地造成測量設計委託料についてご説明を申し上げます。

この事業は加茂地区に今、造成をされております産業廃棄物の最終処分場、これに関わる地域振興策の一環として整備をする予定にしているものでございます。確認書にも明記をされておりますけども、加茂地区で子供や若者たちが将来にわたって安心し、誇りを持って暮らし続けられる環境整備、これの一環として取り組むものでございます。

具体的な予定につきましては造成を加茂地区の分譲地の造成、それからその造成した土地に町営住宅を整備をする予定にしております。造成する分譲地につきましては、令和９年度中に分譲を開始したいと。それから建築をします町営住宅につきましては、令和１０年４月に入居したいというふうな予定で進めたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 73 号、令和 6 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 73 号は可決されました。

日程第 2、議案第 74 号、令和 6 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 74 号、令和 6 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 74 号は可決されました。

日程第 3、議案第 75 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 75 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 75 号は可決されました。

日程第 4、議案第 76 号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 76 号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 76 号は可決されました。

日程第 5、議案第 77 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 77 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 77 号は可決されました。

日程第 6、議案第 78 号、佐川町農業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番（橋元陽一君）

同条例の提案の説明に使われた参考資料に関わりながら、質問をさせていただきます。

資料の 4 ページだと思いますが、また今年度の当初予算の中にも計上されておりました収益的収入で、国庫補助金 575 万 9 千円、維持管理適正化計画の策定の委託料というふうにしていたというふうに明記をされているところであります。具体的に委託内容についての説明を求めます。

もう 1 つは、今年の、先の 9 月定例会で、これに関わってですね、決算で歳入として農業集落排水事業基金 5,700 万円を基金繰入金として繰り入れもされているところであります。この基金の管理、どんなふうに行われているのか、支出の目的は何なのか。

もう 1 つは、配布された資料の 5 ページになるかと思いますが、経費回収率として、汚水処理費分の使用料等収入として説明されておりますけれども、この費目の具体的な中身、分子、分母に当てはめられている具体的な費用の費目といいますか、についてどういう費目が使われているのか、説明を求めたいと思います。

建設課長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。

まず最初の委託料ですけれども、佐川町におけます農業集落排水施設の現在の課題としまして、施設の老朽化、維持管理費用の計増大、処理人口の減少が深刻化していることが課題になったとなっております。

そうした現状を踏まえまして、今回、維持管理適正化計画策定委託業務におきましては、汚水処理対象人口の変化、施設の運用、維持管理の状況、水質等の汚水処理の状況など、処理区域全体の状況を多角的にとらえた上で、施設の規模、処理方式の適正化、省エネルギー技術、遠方監視システムの導入を計画し、農業集落排水施設の今後、持続的な経営を図るために策定するという内容になっております。

2 つ目です。旧農業排水施設、農業集落排水事業の特別会計の基金取り崩し

を含めまして、令和5年度末で現金預金の残高約5,674万円につきましては、そのうちの3千万円を定期預金として預け入れ、残額を通常の運転資金として普通預金にして運用しております。今後につきましては、建設改良事業や企業債の償還等の資本的支出の不足額の補填財源として使用する見込みとしております。

3つ目です。参考資料として提出しております、農業集落排水施設使用料の改定についての4ページ及び5ページについてご覧ください。このそれぞれです、4ページ5ページの水色で着色しております小計が、使用料等の収入及び污水处理費とされるものの合計となっております。

表の下に数値についての算定方法等を記載しておりますが、使用料収入は、国立社会保障人口問題研究所が出しております将来推計人口をもとに、人口減少割合を毎年1%と仮定して試算をしているものです。

また污水处理費につきましては、施設の運転及び管理に必要な光熱水費、修繕費、維持管理委託料、職員給与費などとなっており、これらの運用につきましては近年の費用額の上昇により、大体3%の増加を見込んで試算をしております。

5番（橋元陽一君）

そういう計画を立てていくのに570万余の国庫補助をもとにして計画が立てられたというふうにとらえていいのかなと思います。

この農業集落排水事業を始めてからですね、20年余過ぎているかと思うんですけども、建設に関わって町債の未償還額の元金は、現時点でどのくらい残ってるのかということと、それから今回提示されている資料の中で、使用料値上げの改定期間について、令和7年度に改定するのと令和12年度の改定も提示されてるんですけども、2段階で改定していくのかどうか併せて回答、説明を求めます。

建設課長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。

まず令和5年度末の企業債未償還残額につきましては、約1億4,019万円となっております。建設改良費の財源に充てた企業債については、取得資産の減価償却期間に合わせて償還期間を設定しており、現在の借入分については令和19年度に償還が終了いたします。また、地方公営企業法の運用のための費用に充てた企業債については、借入年度の翌年度から10年間に償還することとしております。

この償還元利金に相当する額につきましては、すべて一般会計からの繰り入れを予定しております。

2つ目です。今、定例会におきまして提出いたしました条例改正案につきましては、令和7年4月改定分のみとしております。使用料改定についての答申、いただいた答申の中にもありましたが、改定を検討する中で、経費回収率の全国平均であります57%を目標とするならば、令和12年には再度改定の必要性が出てくると試算をされておりますけれども、法適用後の経営状況を注視し、また一般会計のほうともですね、協議を重ねながら検討を継続していくという必要があると考えております。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第78号、佐川町農業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第78号は可決されました。

お諮りします。

ただいま町長から、議案第79号から議案第88号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第10として、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号から議案第88号までを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第10として、議題とすることに決定しました。

議案配布のため休憩します。

休憩 午前9時23分

再開 午前9時28分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、議案第79号、令和6年度佐川町一般会計補正予算（第6号）について、議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。

それでは、追加議案についてご説明を申し上げます。

議案第79号、令和6年度佐川町一般会計補正予算（第6号）につきまして、今回、歳入歳出それぞれ3,341万9千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ95億8,092万8千円とするものであります。

この補正予算につきましては、国の準拠して実施いたします一般職の職員の給料表及び期末手当、勤勉手当の支給率改定に伴う人件費となっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第79号、令和6年度佐川町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第79号は可決されました。

追加日程第2、議案第80号、令和6年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは議案第 80 号、令和 6 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回歳入歳出それぞれ 107 万 8 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 4,667 万 6 千円とするものであります。

この補正予算につきましても、国に準拠して実施いたします。一般職の職員の給料表及び期末手当、勤勉手当の支給率改定に伴う人件費となっております。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 80 号、令和 6 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 80 号は可決されました。

追加日程第 3、議案第 81 号、令和 6 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、議案第 81 号、令和 6 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回歳入歳出それぞれ 40 万 4 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,131 万 4 千円とするものであります。

この補正予算につきましても、国に準拠して実施いたします一般職の職員の給料表及び期末手当、勤勉手当の支給率改定に伴う人件費となっております。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 81 号、令和 6 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 81 号は可決されました。

追加日程第 4、議案第 82 号、令和 6 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

議案第 82 号、令和 6 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 185 万 9 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 19 億 913 万円とするものであります。

この補正予算につきましても、国に準拠して実施いたします一般職の職員の給料表及び期末手当、勤勉手当の支給率改定に伴う人件費となっております。

どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 82 号、令和 6 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 82 号は可決されました。

追加日程第 5、議案第 83 号、令和 6 年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

議案第 83 号、令和 6 年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）につきましても、収益的収入及び支出予算について 27 万 3 千円の増額補正を行うもので、収益的収入及び支出の既決予定額を収入 3,572 万 7 千円、支出 3,864 万 6 千円にそれぞれ補正するものであります。

この補正予算につきましても、主に国に準拠して実施いたします一般職の職員の給料表及び期末手当、勤勉手当の支給率改定に伴う人件費となっております。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 83 号、令和 6 年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 83 号は可決されました。

追加日程第 6、議案第 84 号、令和 6 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 2 号）について議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

議案第 84 号、令和 6 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、収益的支出予算について 110 万 6 千円の増額補正を行うもので、収益的支出の既決予定額を、1 億 9,218 万 9 千円に補正するものであります。

この補正予算につきましても、国に準拠して実施いたします一般職の職員の給料表及び期末手当、勤勉手当の支給率改定に伴う人件費となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 84 号、令和 6 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 84 号は可決されました。

追加日程第 7、議案第 85 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

議案第 85 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠いたしまして、特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給率について改正するものであります。

議案の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

議案第 85 号についてご説明をさせていただきます。

参考資料（議案第 85 号関係）といたしまして、新旧対照表のほうを掲載さ

せていただいておりますので、まず第1条関係のほうをご覧いただきたいと思います。

本案の改正の対象は、特定任期付職員となっておりまして、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の第2条に規定されております、高度の専門的な知識経験、またはすぐれた識見を有する者等であり、現在勤務しております任期付きの短時間勤務職員は対象ではございません。改正内容につきましては、国に準拠し対象職員に係る給料表及び期末手当の支給割合について、改正するものとなっております。

期末手当の支給割合につきましては、令和6年度より100分の5の増とし、左の表の下から3行目の現行の100分の170から、右の表の改正後（案）のとなり、本年度12月分の支給割合100分の175に改正し、公布の日から施行するものでございます。

この資料のほうは閉じていただきまして、もう1つの参考資料、第2条関係は、6月と12月の期末勤勉、失礼しました。期末手当の支給割合が同じとなるように改正をするもので、令和7年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第85号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第85号は可決されました。

追加日程第8、議案第86号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

議案第 86 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠いたしまして、一般職の職員の給料表及び期末手当、勤勉手当の支給率について改正するものであります。

議案の詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

それでは、議案第 86 号についてご説明をさせていただきます。

まず参考資料の議案第 86 号関係、第 1 条関係をご覧くださいと思います。

本案は、国に準拠いたしまして、令和 6 年度より行政職給料表及び一般職の職員に支給する期末手当金、勤勉手当の支給割合を引き上げる改正となっております。

まず、期末手当の支給割合ですが、1 ページ目の 1 つ目の下線部のように、現行の 100 分の 122.5 から 100 分の 5 引き上げて、本年度 12 月分の支給割合を 100 分の 127.5 に。また現行の中頃にございます、2 つ目の下線部のように、一般職の職員のうち再任用職員に係る期末手当の支給割合は、現行の 100 分の 68.75 から 100 分の 2.5 引き上げ 12 月分の支給割合を 100 分の 71.25 とするものでございます。

次に勤勉手当の支給割合につきましては、2 ページ目の左の表の 1 つ目の下線部のように、現行の 100 分の 102.5 から 100 分の 5 引き上げ、本年度 12 月分の支給割合を 100 分の 107.5 に。また、左の表の 2 つ目の下線部のように、一般職の職員のうち再任用職員に係る勤勉手当の支給割合を、現行の 100 分の 48.75 から 100 分の 2.5 引き上げ、12 月分の支給割合を 100 分の 51.25 とするものでございます。

同じページの中頃から始まります別表第 1 は、行政職給料表の新旧対照表となっております。民間給与との格差を解消するため、若年層に特に重点を置きつつ、概ね 30 歳代後半までの職員に重点を置いて、すべての職員を対象に全俸給表を引き上げ改定されております。

この第 1 条関係につきましては、令和 6 年 4 月 1 日より適用し、公布の日から施行するものでございます。

閉じていただきまして、もう 1 つの議案第 86 号関係、第 2 条関係の参考資料をご覧くださいと思います。

こちらの第 2 条関係につきましては、来年度から 6 月と 12 月の期末手当、

勤勉手当の受給割合が同じとなるように改正する新旧対照表となっております。

こちらのほうは、令和7年4月1日より施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第86号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第86号は可決されました。

追加日程第9、議案第87号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

議案第87号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、会計年度任用職員の給料表について、改正するものであります。

議案の詳細につきましては担当課局長から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

87号につきまして、説明のほうをさせていただきます。

本案につきましては、町長の提案説明にもございましたとおり、佐川町会計年度任用職員の給料表を改正するものとなっております。

会計年度任用職員の給与につきましては、行政職給料表の1、2級を適用しているところでございますが、国に準拠して給料表を改正するもので、令和7年4月1日より施行するものでございます。説明は以上でございます。どうぞ

よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 87 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 87 号は可決されました。

追加日程第 10、議案第 88 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

議案第 88 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、佐川町病院事業管理者の給与月額を国の医療職俸給表に準拠いたしまして、条例の一部を改正するものであります。

議案の詳細につきましては、担当局長から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

それでは私から、議案第 88 号についてご説明させていただきます。

参考資料（議案第 88 号関係）の新旧対照表をご覧ください。

今回の改正につきましては、第 2 条の病院事業管理者の給与月額を改定するものでございます。

給与月額は、本年の人事院勧告によります、国の医療職俸給表に準拠しております。適用日は本年 4 月 1 日、公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 88 号、佐川町病院事業者、もとい川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 88 号は可決されました。

日程第 7、議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会の終了について報告します。

佐川町議会は、令和 4 年 12 月 8 日に議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会を設置し、議員定数においてはすでに次期改選時に 1 名の減員を決定しており、調査は終了しております。

議員報酬においても、下川委員長より、最終報告書が令和 6 年 2 月 19 日に議長である私に提出され、報告書を受けまして令和 6 年 3 月 8 日に、私から町長に最終要望書を提出しました。

こうした経緯を経て、昨日の委員会において、委員長より委員会活動調査終了との報告を受けております。

従いまして、本件付議事件が終了したことに伴い、議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会は、本日をもって調査終了しましたことを宣言し、報告いたします。

日程第 8、発委第 4 号、佐川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

14 番（藤原健祐君）

発委第 4 号、令和 6 年 12 月 12 日、佐川町議会議長、松浦隆起様。提出者、

議会運営委員長、藤原健祐。

佐川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び佐川町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第4号、佐川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第4号は可決されました。

日程第9、発委第5号、佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

14番（藤原健祐君）

発委第5号、令和6年12月12日、佐川町議会議長、松浦隆起様。提出者、議会運営委員長、藤原健祐。

佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び佐川町議会会議規則14条第3項の規定により提出します。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第5号、佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第5号は可決されました。

日程第10、発委第6号、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を議題とします。

提案者の説明を求めます。

1番（齋藤光君）

発議第6号、令和6年12月12日、佐川町議会議長、松浦隆起様。提出者、総務文教常任委員長、齋藤光。

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び佐川町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

意見書案を読ませていただきます。

（以下、「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書（案）」朗読）

以上となります。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第6号、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について、原案の

とおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、発議第6号は可決されました。

日程第11、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で本定例会に提出されましたすべての案件は終了しました。

町長、挨拶を願います。

町長（片岡雄司君）

令和6年12月定例会の閉会に当たりましてご挨拶をさせていただきます。

本定例会におきまして、ご提案させていただきました報告1件、承認1件、諮問が2件、同意案2件、追加議案10件を合わせて議案が16件につきまして、適切なるご審議の上、すべてご承認をいただきました。誠にありがとうございました。

これからも住民目線で、生活に密着した政策を大胆かつスピード感を持って取り組んで参りますので、議員の皆様におかれましてもご指導ご協力をよろしくをお願いをいたします。

また、一般質問におきまして8人の議員の皆様からご質問をいただき、これからの佐川町にとっての重要な課題についての内容や、ご提案など多岐にわたるご質問をいただきました。スピード感を持って対応しなければならない事案につきましてもご指摘をいただきました。

私含め執行部はより一層身の引き締まる思いであります。今後も多くの課題があろうかと思いますが、全職員で力を合わせて取り組んで参ります。

ここで少しご報告をさせていただきます。

もうすでに皆さんご存じとは思いますが、今年5日に日本の伝統的酒造りがユネスコの無形文化遺産に登録をされました。本当にうれしく思っております。

この偉業は日本の長い歴史と文化、そして自然と調和しながら育まれてきた伝統技術が世界に認められた証であると思っております。

酒造りは単なる飲み物を製造するということではなく、米や水という自然から与えられたものに、技と知恵を使って人々に豊かさをもたらしてきました。また、地域ごとの気候や風土にその土地の文化を加えた多様な酒造りは、日本の伝統文化の象徴であります。

ご存じのとおり、佐川町にも司牡丹という伝統な酒蔵があり、多くの人に愛されてきました。今回の登録によりまして日本の酒造り、そして司牡丹のお酒が世界に向け発信され、司牡丹の魅力と価値が世界中の多くの人に届くことを期待をしております。

最後に、日本の伝統的酒造りや司牡丹の酒造りを守り続けてこられました皆様に敬意を表するとともに、次の100年、200年と酒を愛し、楽しむ文化が続いていくことを心から願っております。

終わりになりますが、2025年も引き続き、次世代につなぐ一人一人が輝く明るい元気で温かいまちづくりのもと、夢と希望を持って元気を持って生きていけるまち、安心して住み続けられるまち、佐川町を全職員と一緒に協力し推進して参ります。今後とも議員の皆様にはご指導ご鞭撻、またご提案を賜りますようお願いをいたします。

今年もいよいよ残り少なくなって参りました。めっきりそして寒さも厳しくなって参りました。議員の皆様におかれましては、くれぐれも体調管理にご留意され、引き続き町政発展のためご尽力いただきますようお願いを申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

2024年、大変お世話になりました。そして定例会、誠にありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

町長の挨拶が終わりました。

本日の会議はこれをもって終わります。

令和6年12月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時9分